

砂川市道路占用料徴収条例新旧対照表

現 行				改 正 後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき	<u>380円</u>	法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき	<u>430円</u>
	第2種電柱	1年	<u>580円</u>		第2種電柱	1年	<u>670円</u>
	第3種電柱		<u>780円</u>		第3種電柱		<u>900円</u>
	第1種電話柱		<u>340円</u>		第1種電話柱		<u>390円</u>
	第2種電話柱		<u>540円</u>		第2種電話柱		<u>620円</u>
	第3種電話柱		<u>740円</u>		第3種電話柱		<u>850円</u>
	その他の柱類		<u>34円</u>		その他の柱類		<u>39円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	<u>3円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	<u>4円</u>
	地下に設ける電線その他の線類	1年	2円		地下に設ける電線その他の線類	1年	2円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>330円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>380円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>200円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>230円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>680円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>780円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>280円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>330円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>670円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>590円</u>

現 行					改 正 後						
		その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>680円</u>			その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>780円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>14円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		<u>16円</u>	
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>20円</u>			<u>23円</u>			
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>30円</u>			<u>35円</u>			
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>41円</u>			<u>47円</u>			
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>61円</u>			<u>70円</u>			
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>81円</u>			<u>93円</u>			
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>140円</u>			<u>160円</u>			
			外径が1メートル以上のもの		<u>200円</u>			<u>230円</u>			
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2円	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2円
			その他のもの		<u>7円</u>				その他のもの		<u>8円</u>
		その他のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>410円</u>			その他のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>470円</u>

現 行					改 正 後					
		設置する 導線その 他の線類					設置する 導線その 他の線類			
		道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類	1本につき 1年	<u>540円</u>			道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類	1本につき 1年	<u>620円</u>	
		その他の もの	上空に設け るもの	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	<u>340円</u>		その他の もの	上空に設け るもの	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	<u>390円</u>
			その他のも の		<u>200円</u>			その他のも の		<u>230円</u>
		その他のもの		<u>680円</u>			その他のもの		<u>780円</u>	
	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1 平方メート ルにつき1 年	<u>680円</u>		法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1 平方メート ルにつき1 年	<u>780円</u>	
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの		占用面積1 平方メート ルにつき1 日	<u>7円</u>	法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの		占用面積1 平方メート ルにつき1 日	<u>6円</u>	
	その他のもの		占用面積1 平方メート ルにつき1 月	<u>67円</u>		その他のもの		占用面積1 平方メート ルにつき1 月	<u>59円</u>	
政令第7条第1 号に掲げる物件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1 平方メート ルにつき1 月	<u>67円</u>	政令第7条第1 号に掲げる物件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1 平方メート ルにつき1 月	<u>59円</u>	
		その他のもの	表示面積1	<u>670円</u>			その他のもの	表示面積1	<u>590円</u>	

現 行					改 正 後						
				平方メートルにつき1年					平方メートルにつき1年		
		標識		1本につき1年	<u>540円</u>		標識		1本につき1年	<u>620円</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	<u>7円</u>		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>6円</u>	
		その他のもの		1本につき1月	<u>67円</u>		その他のもの		1本につき1月	<u>59円</u>	
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	<u>7円</u>		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>6円</u>	
		その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	<u>67円</u>		その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	<u>59円</u>	
	アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	<u>670円</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>590円</u>	
		その他のもの		1月	<u>330円</u>		その他のもの		1月	<u>290円</u>	
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>680円</u>		政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>780円</u>
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1	<u>67円</u>		政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1	<u>59円</u>
	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			月	<u>68円</u>		政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			月	<u>78円</u>

現 行				改 正 後			
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に <u>0.023</u> を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に <u>0.022</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.023</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.033</u> を乗じて得た額		その他のもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.031</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時価に <u>0.033</u> を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時価に <u>0.025</u> を乗じて得た額

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電

現 行	改 正 後
<p>線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>6 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p>	<p>線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>6 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>